

業務手順書 一覧

課（事務所・局）名	係名	No.	業務・事務名	担当TEL	備考
都市計画課	計画係	1	伊東市都市計画審議会委員の選任事務	32-1781	R7.2.28見直し
		2	ユニバーサルデザインタクシー（UD）導入促進補助金交付事業	32-1781	R7.2.28見直し
		3	屋外広告物許可申請	32-1781	R7.2.28見直し
		4	屋外広告物許可期間更新申請	32-1781	R7.2.28見直し
		5	伊豆中央道・修善寺道路共通回数券販売	32-1781	R7.2.28修正
	まちづくり推進係	1	伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の事務	32-1782	R7.2.28見直し
		2	廃屋解体・撤去補助金交付事業	32-1782	R7.2.28修正
		3	低未利用土地等確認書発行業務	32-1782	R7.2.28作成



伊東市 業務手順書

部	建設部	課等	都市計画課	担当係名	計画係	シート番号	2	業務・事務名	ユニバーサルデザイン（U）タクシー導入促進補助金交付事業	当初作成日	2021/2/1	見直し日	2025/2/28	見直しによる変更	無
業務・事務の目的	公共交通機関であるタクシーを快適に利用できる交通環境を整備するため、Uタクシーを導入するタクシー事業者に対し補助金を交付する事業														
内包するリスク	①、⑫、⑭、⑮、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔														

事務・業務フロー		事務内容又は目的	事務手続に要する期間	関連法令等	〈決裁区分等〉 成果物・記録類	備考	リスク No.
【申請者】	提出 → 交付申請書の受理 ↓ 審査 ↓ 交付決定通知書 ← 通知	申請書の受付 事業計画書 収支予算書 納税証明書 見積書の写し 図等の交付決定書の写し	申請書の受理 ↓ 交付決定通知書の交付  15日間	伊東市Uタクシー導入促進事業費補助金交付要綱第5条	〈課長供覧〉 交付申請書		
	交付決定申請者提出 → 請書の受理 ↓ 完了報告書の受理 ← 通知	交付の条件 事業内容変更の場合、承認を要す 耐用年数期間内譲渡等の禁止 財産処分収入がある場合、収入納付 善良な管理者の注意を持ち管理帳簿等関係書類の5年間保管	決定通知を受けた申請者から請書の提出	伊東市補助金等交付規則第8条	〈課長供覧〉 請書		⑫ ⑳
補助事業者	提出 → 完了報告書の受理 ↓ 確定通知書 ← 通知	完了報告書の受付 実績報告書 収支決算書 契約書の写 領収書の写 車両写真	報告書の受理 ↓ 確定通知書の交付  15日間	伊東市Uタクシー導入促進事業費補助金交付要綱第8条	〈課長供覧〉 完了報告書		⑫ ⑳
	請求兼領収書提出 → 請求兼領収書の受領 ↓ 支出負担行為同業支出命令書 ← 回付	請求兼領収書の受領	請求兼領収書の受領 ↓ 支払  20日間	伊東市補助金等交付規則第13条  伊東市会計規則	請求兼領収書  〈課長決裁〉 →会計課 支出負担行為同業支出命令書	補助事業者に対し確定した補助金を支払う	⑭ ⑮
【会計課】 審査・支払	→ 支払 ↓ 【補助事業者】	支出負担行為同業支出命令書を起案 決裁後、支出負担行為同業支出命令書を会計課へ回付					

補足 交付申請受理に当たり、納車時期を確認すること。

変更点

伊東市 業務手順書

部	建設部	課等	都市計画課	担当係名	計画係	シート番号	3	業務・事務名	屋外広告物許可申請
当初作成日	2022/2/1		見直し日	2025/2/28		見直しによる変更	無		
業務・事務の目的	広告物の表示又は掲出物件の設置における許可業務								
内包するリスク	①、⑤、⑦、⑨、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔								

事務・業務フロー		事務内容又は目的	事務手続に要する期間	関連法令等	〈決裁区分等〉 成果物・記録類	備考	リスク No.
関連部門	当該部門						
	相談 窓口や電話等での事前相談	規制地域、設置基準、申請書類の確認					
【申請者】 屋外広告物許可申請書の作成・提出 (正・副 2部)	提出 屋外広告物許可申請書の受理	許可申請書の受理・確認 案内図 仕様書及び設計図 色彩及び意匠を表す図面等	申請書の受理 ↓ 納入依頼書等の送付	静岡県屋外広告物条例第9条 静岡県屋外広告物条例施行細則第2条	〈課長供覧〉 屋外広告物許可申請書、案内図等		
	審査	許可申請書等の内容や設置基準等の確認、手数料の計算	10日間	静岡県屋外広告物条例施行規則第4条 伊東市手数料徴収条例第2条第35号			
	依頼 手数料の納入依頼書等を送付	決裁後、手数料の納入依頼書等を送付		伊東市手数料徴収条例第2条第35号	〈課長決裁〉 納入依頼書、納入済通知書、許可申請手数料計算書		⑤ ⑦ ⑩
【申請者】 手数料の納入	納入 手数料の納入確認	納入済通知書等により確認	手数料納入確認 ↓ 屋外広告物の表示及び設置許可書等の送付				⑨
	通知 屋外広告物の表示及び設置許可書 屋外広告物許可証送付	決裁後、屋外広告物の表示及び設置許可書等を送付	10日間	静岡県屋外広告物条例第10条 静岡県屋外広告物条例施行細則第5条第1号、第6条第1項	〈課長決裁〉 屋外広告物の表示及び設置許可書、屋外広告物許可証		⑩

補足	
----	--

変更点	
-----	--

伊東市 業務手順書

部	建設部	課等	都市計画課	担当係名	計画係	シート番号	4	業務・事務名	屋外広告物許可期間更新申請
当初作成日	2022/2/1		見直し日	2025/2/28		見直しによる変更	無		
業務・事務の目的	広告物の表示又は掲出物件の設置許可の期間満了に伴う、許可期間更新業務。								
内包するリスク	①、⑤、⑦、⑨、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔								

事務・業務フロー		事務内容又は目的	事務手続に要する期間	関連法令等	〈決裁区分等〉 成果物・記録類	備考	リスク No.
関連部門	当該部門						
	屋外広告物許可期間更新 通知に係る稟議	屋外広告物許可期間更新通知に係る稟議を起案 (起案月の翌月に許可期限を迎える申請者が対象)			〈課長決裁〉 屋外広告物許可期間更新のお知らせ		
【申請者】 屋外広告物許可期間更新 申請書の作成・提出 (正・副 2部)	通知 ↓ 屋外広告物許可期間更新 通知を送付	決裁後、屋外広告物許可期間更新通知を送付					④
	提出 ↓ 屋外広告物許可期間更新 申請書の受理	許可期間更新申請書の受理・確認 広告物又はこれを掲出する物件の写真、屋外広告物点検報告書等		静岡県屋外広告物条例第12条第2項 静岡県屋外広告物条例施行細則第3条	〈課長供覧〉 屋外広告物許可期間更新申請書		
	審査	写真や点検報告書等で広告物の設置状況や状態の確認、手数料の計算	申請書の受理 ↓ 納入依頼書等の送付  10日間	静岡県屋外広告物条例第8条、第15条 伊東市手数料徴収条例第2条第35号			
【申請者】 手数料の納入	依頼 ↓ 手数料の納入依頼書等を送付	決裁後、手数料の納入依頼書等を送付		伊東市手数料徴収条例第2条第35号	〈課長決裁〉 納入依頼書、納入済通知書、許可申請手数料計算書		⑤ ⑦ ④
	納入 ↓ 手数料の納入確認	納入済通知書等により確認	手数料納入確認 ↓ 屋外広告物の表示及び設置許可書等の送付  10日間				⑨
【申請者】	通知 ↓ 屋外広告物の許可期間の更新許可書 屋外広告物許可証送付	決裁後、屋外広告物の許可期間の更新許可書等を送付		静岡県屋外広告物条例施行細則第5条第2号、第6条第1項	〈課長決裁〉 屋外広告物の許可期間の更新許可書、屋外広告物許可証		④

補足	
変更点	

伊東市 業務手順書

部	建設部	課等	都市計画課	担当係名	計画係	シート番号	5	業務・事務名	伊豆中央道・修善寺道路共通回数券販売
当初作成日	2024/2/29		見直し日	2025/2/28		見直しによる変更	有		
業務・事務の目的	伊豆中央道・修善寺道路共通回数券を本市庁舎内でも購入できるようにすることで、市民サービス・利便性の向上を図る。								
内包するリスク	①、③、⑧、⑬、⑮、⑳、㉑、㉒、④①、④②								

事務・業務フロー		事務内容又は目的	事務手続に要する期間	関連法令等	〈決裁区分等〉 成果物・記録類	備考	リスク No.
関連部門	当該部門						
注文	<p>【県道路公社 (東部管理センター)】</p> <p>注文 → 回数券販売分注文</p> <p>配運 ←</p>	販売する回数券を庁舎に配達してもらうために注文。配達された回数券は管理番号が1冊ずつ振られているため、その番号を確認し、受領する。			<ul style="list-style-type: none"> <li>〈課長決裁〉</li> <li>・伊豆中央道・修善寺道路共通回数券注文書</li> <li>・回数券管理簿</li> </ul>		⑳ ㉑ ㉒ ④①
販売	<p>【回数券購入申込者】</p> <p>配布 ← 回数券購入申込書</p> <p>提出 →</p> <p>販売 ← 回数券販売</p> <p>購入 →</p>	回数券購入者、購入内容、購入金額の確認。管理番号の授えと突合。  回数券購入申込書をもとに回数券を販売。			回数券購入申込書  売上金	記載された内容を複数人での確認を行い、回数券購入申込書は販売後に破棄する	③ ⑧
預入	<p>【会計課】 歳計外入金</p> <p>預入 ← 預入処理</p> <p>日報 (販売記録)</p>	市金庫・歳計外に売上金を預入し、会計課管理とする。  販売した回数券種類、回数券番号、売上金額を日報として記録。					③
支払	<p>【県道路公社 (本社)】</p> <p>報告 ← 月報 (販売記録)</p> <p>請求 →</p> <p>【会計課】 審査・支払</p> <p>回付 ← 支出負担行為何兼支出命令書 起案・決裁</p> <p>支払 →</p> <p>【県道路公社 (本社)】</p>	日報を1か月間積み上げ、月報を作成。その月報を道路公社に報告。道路公社は報告をもとに請求。  支出負担行為何兼支出命令書を起案・決裁後、支出負担行為何兼支出命令書を会計課へ回付	請求兼領収書受領 ↓ 支払 20日間	伊東市会計規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈課長決裁〉</li> <li>回数券販売報告書請求書</li> <li>支出負担行為何兼支出命令書</li> </ul>	会計課に回付する伝票に日々の売上に係る納入済通知書のコピーを添付	④①  ④② ④③

補足	
----	--

変更点	会計課への添付書類追加
-----	-------------

# 伊東市 業務手順書

部	建設部	課等	都市計画課	担当係名	まちづくり推進係	シート番号	1	業務・事務名	伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の事務
当初作成日	2019/12/20		見直し日	2025/2/28		見直しによる変更	無		
業務・事務の目的	事業区域が1,000㎡を超える太陽光発電設備設置事業の届出に係る事務								
内包するリスク	①、②、⑳、㉑、㉒								

事務・業務フロー		事務内容又は目的	事務手続に要する期間	関連法令等	《決裁区分等》 成果物・記録類	備考	リスク No.
関連部門	当該部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例の説明をする</li> <li>・ 計画予定地や事業規模を確認する</li> <li>・ 事業に関し、土地利用指導要綱や宅地造成等規制法など関係法令について説明する</li> </ul>		伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例		太陽電池モジュールの総面積が12,000㎡以上又は、既にある太陽光発電施設の相互の間隔が1km以下の場合、市長は同意できない旨を伝える	
【事業者】	窓口や電話での事前相談及び条例の説明						
【事業者】	説明会の実施	条例に定める届出に先立ち、地域住民等に対し事業説明を行う		伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第9条			
【事業者】	届出の受理	事業に着手しようとする日の60日前までに届出する	届出の受理 ↓ 不同意の通知	伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第10条	《課長供覧》 確約書、事業計画書、事業区域等状況調査書、地域住民等説明会報告書、別表2に定める図書	条例施行規則第4条関係（第1号～第5号様式）	
【事業者】	① 不同意の通知	事業者に不同意の決定を通知	60日間	伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第11条	《市長決裁》 太陽光発電設備設置事業不同意通知書	条例施行規則第5条関係（第6号様式）	㉒
【事業者】	承認の申請	土地利用申請書の提出		伊東市土地利用事業等の適正化に関する指導要綱第7条			
【伊東市土地利用対策委員会】	申請の受理				《市長供覧》 申請書、土地利用調査書、事業計画書、図面、土地取得の状況を証する書類、事業者の経歴書・定款・役員名等		
	土地利用事業等の適正化に関する指導要綱に基づく申請について（報告）	行政区、町内会、自治会等への報告を行う			《課長決裁》 報告通知、位置図		
	土地利用対策幹事会の開催	事業者による事業の概要説明	申請の受理 ↓ 土地利用の承認		《課長決裁》 幹事会開催通知		
	措置表の通知	幹事会で各幹事から出た意見を取りまとめたものを事業者へ通知	60日間		《課長決裁》 措置表通知		
【事業者】	土地利用申請の承認	事業承認の決定を通知	土地利用の承認 ↓ 同意の通知	伊東市土地利用事業等の適正化に関する指導要綱第8条	《土地利用対策委員長決裁》 土地利用承認通知		㉒
【事業者】	② 同意の通知	事業者に同意の決定を通知	7日間	伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第11条	《市長決裁》 太陽光発電設備設置事業同意通知書	条例施行規則第5条関係（第7号様式）	㉒

**補足** 条例に基づく届出において、太陽電池モジュールの総面積が12,000㎡を超える又は、既にある太陽光発電施設の相互の間隔が1km未満の場合は、①不同意の決定を通知する。ただし、太陽電池モジュールの総面積が12,000㎡以下及び、既にある太陽光発電施設の相互の間隔が1km以上の場合は、土地利用事業の承認をもって②同意の決定を通知する。

**変更点**

# 伊東市 業務手順書

部	建設部	課等	都市計画課	担当係名	まちづくり推進係	シート番号	2	業務・事務名	廃屋解体・撤去補助金交付事業
当初作成日	2019/12/20		見直し日	2025/2/28		見直しによる変更	有		
業務・事務の目的	景観の阻害や防火上不適切な状態にある廃屋を解体・撤去する事業に対し、経費の一部を補助する事業								
内包するリスク	①、⑫、⑭、⑮、⑳、㉑、⑳、㉒、㉓								

事務・業務フロー		事務内容又は目的	事務手続に要する期間	関連法令等	「決裁区分等」成果物・記録類	備考	リスクNo.
関連部門	当該部門						
【申請者】	相談	窓口や電話での事前相談	問診により場所、建物の状況の確認				
		現地調査	建物存在・状態の確認 目視での確認 カメラ等での記録				
【申請者】	申請	交付申請書の受理	交付申請書の受付 計画書 収支予算書 所有者の確認書類 納税証明書等	30日間	伊東市廃屋解体・撤去補助金交付要綱 第5条	「課長供覧」 交付申請書	交付申請内容確認 調査票の作成
【駿東伊豆消防本部】	照会	消防部局へ意見照会	消防部局へ防火、防災等について意見を求める		伊東市廃屋解体・撤去補助金交付要綱 第6条	「課長決裁」 意見照会依頼	
【審査会委員】	回答 招集	審査会の開催	消防部局からの意見も参考に申請の適否の審査を行う		伊東市廃屋解体・撤去補助金交付要綱 第6条	「課長決裁」 審査会開催通知 審査会開催記録	(審査会委員) 危機対策課長 建築住宅課長 都市計画課長
	出席	市長報告、適否の決定	交付又は不交付を決定、その旨市長へ報告する		伊東市廃屋解体・撤去補助金交付要綱 第6条	「部長決裁」 審査結果市長報告	
【申請者(補助事業者)】	通知	交付決定通知書 不交付決定通知書	申請者に対し交付決定又は不交付決定の通知を行う		伊東市廃屋解体・撤去補助金交付要綱 第7条	「課長決裁」 交付決定通知書 不交付決定通知書	⑫ ⑳
	提出	請書の受理	決定通知を受けた補助事業者から請書の提出		伊東市補助金等交付規則 第7条	「課長供覧」 請書	
【補助事業者】	提出	完了報告書の受理	完了報告書の受付 報告書 収支決算書 現況写真 マニフェスト等	報告書の受理 ↓ 確定通知書の交付	伊東市廃屋解体・撤去補助金交付要綱 第9条	「課長供覧」 完了報告書	
		現地確認	更地の確認 目視での確認 カメラ等での記録	10日間			完了確認調査票の作成
	通知	確定通知書	交付すべき補助金の確定 補助事業者へ通知		伊東市廃屋解体・撤去補助金交付要綱 第10条	「課長決裁」 確定通知書	⑫ ⑳
	提出	請求兼領収書の受領	請求兼領収書の受領			請求兼領収書	補助事業者に対し確定した補助金を支払う
【会計課】審査・支払	回付	支出負担行為同業支出命令書 起案・決裁	支出負担行為同業支出命令書を起案 決裁後、支出負担行為同業支出命令書を会計課へ回付	請求兼領収書の受領 ↓ 支払	伊東市廃屋解体・撤去補助金交付要綱 第11条 伊東市会計規則	「課長決裁」 「会計課」 支出負担行為同業支出命令書	⑭ ⑮
	支払			20日間			
【補助事業者】							

**補足** 事前相談時から予算残額を確認し対応する。  
年度内事業であり、交付申請書の受付は年内とする。

**変更点** 要綱改正による条項の整理

伊東市 業務手順書

部	建設部	課等	都市計画課	担当係名	まちづくり推進係	シート番号	3	業務・事務名	低未利用土地等確認書発行業務
当初作成日	2025/2/28		見直し日	見直しによる変更					
業務・事務の目的	低未利用土地等の譲渡所得特別控除の適用に際し、対象となる土地が都市計画区域内の低未利用土地であることを確認する業務								
内包するリスク	①、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔								

事務・業務フロー		事務内容又は目的	事務手続に要する期間	関連法令等	《決裁区分等》 成果物・記録類	備考	リスク No.
関連部門	当該部門						
申請者	事前問合せ	問診により場所を確認した上、申請地のこれまでの利用状況の確認する					
	確認申請書の受理	低未利用地であること、譲渡後の利用、その他の3点を確認するに足りる書面の添付を確認する	申請書の受理 ↓ 許可書の発行 10日間以内		低未利用土地等確認申請書		
	確認申請書の審査	提出書類チェックリスト等を活用し、当該申請の内容を整理しながら内容を審査する		都市計画法 第4条第2項		書類不備等の場合は処理に時間を要す場合あり	
	許可書の発行	申請者提出の確認申請書に確認年月日と市長名を記載し、公印を押印する		租税特別措置法 第35条の3 同施行令 第23条の3	《課長決裁》 確認申請書の市町村確認欄記入		㉔

補足	・審査にあたっては、令和5年4月3日付け国不動整第81号「低未利用土地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置の適用に当たっての要件の確認について」に定めるところによる。
----	---

変更点	
-----	--